

議案第 88 号

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

白岡市都市計画税条例（昭和 52 年白岡町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 0.1」を「100 分の 0.25」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白岡市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の推進に必要な財源とするため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。